

京都市美術館条例の一部を改正する条例(平成25年11月11日京都市条例第23号)
(文化市民局美術館)

京都市美術館条例について、次のとおり必要な事項を定めることとしました。

京都市美術館においては、高齢者、障害のある方等が広く文化に触れる機会を設け、これらの者の社会参加の促進を図るため、観覧料を免除する運用を行ってきたところ、当該運用について、条例に定めることにより、市民にとってより分かりやすい運用を実現するとともに、公益財団法人大学コンソーシアム京都の会員である大学の学生が利用することができる京都市キャンパス文化パートナーズ制度の対象者に係る観覧料を100円とします。

また、市民が広く文化に触れる機会を設けるため、1月3日及び同月4日に開館します。

この条例は、平成25年11月11日から施行することとしました。

京都市美術館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第23号

京都市美術館条例の一部を改正する条例

京都市美術館条例の一部を次のように改正する。

第3条中「から同月4日まで」を「, 同月2日」に改める。

第5条第4項各号列記以外の部分中「第1項」の右に「及び第2項」を加え, 同項に次の8号を加える。

- (5) 本市の区域内に住所を有する70歳以上の者
- (6) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (8) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (9) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
- (10) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (11) 本市が経営する自動車運送事業及び鉄道事業の管理者の定めるところにより福祉乗車証の交付を受けている者
- (12) 第5号から前号までに掲げる者(第5号に掲げる者にあつては, 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けた者に限る。以下「身体障害者等」という。)の介護者(市長が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き, 身体障害者等1人につき1人に限る。)

第5条第4項を同条第5項とし, 同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め, 同項を同条第4項とし, 同条第2項中「前項」を「前2項」に, 「つど」を「都度」に改め, 同項を同条第3項とし, 同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず, 公益財団法人大学コンソーシアム京都の会員である大学の

学生（別に定める手続を行った者に限る。）については、観覧料を100円とする。
別表第1備考2中「，学齡に達しない者」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（文化市民局美術館）